

第十五回 参議院内閣委員会 議録第四号

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 上原 正吉君
松原 一彦君

委員 大野木秀次郎君
中川 幸平君
河井 彌八君
村上 義一君
赤松 常子君

衆議院議員

谷川 昇君

國務大臣

緒方 竹虎君

政府委員

内閣総理大臣 村田八千穂君
官房長官 上村健太郎君
官房副長官 杉田正三郎君

事務局側

常任委員 会専門員 麻生 茂君

説明員

保安庁長官 房法課長 房法課長 房法課長

本日の会議に付した事件

○栄典法案(内閣送付)

○保安庁法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○委員長(竹下豊次君) それでは只今から内閣委員会を開会いたします。

先ず栄典法案を議題にいたします。

緒方官房長官の提案理由の説明をお願いします。

○國務大臣(緒方竹虎君) それでは只今議題となりました栄典法案の提案理由を説明いたします。

栄典の授与につきましては、日本国憲法において、その根本が規定せられておりまして、これに基づいて時勢に即応した制度を整備いたすべきことは申すまでもないところであります。併しなから占領下未だ完全独立の態勢の整わぬ間は、栄典の制度を全面的に活用することは適当でないと考えられまして、栄典制度を検討し整備すること、自然延期していたのであります。先頃待望の独立も回復いたしましたので、栄典制度を整備し、国家の再建に寄与している国民の功労に報い、その志気を高揚するのは、極めて必要と考えまして政府は、或いは世論調査を施行し、或いは民間識者の意向を質し、これらを参酌して慎重に考究いたしました結果、その基本的事項を法律案として取りまとめ、提出いたしました次第であります。

次に本案の要旨を申し上げますと、今回の栄典制度は、勲章を根幹とし、これに位、功勞章、褒章等を配し、勲章につきましては、これを授与する対象である功勞の種類を限定しないものとしては菊花勲章と旭日勲章の二種とし、又特定の種類の功勞に限り授与するものとしては文化勲章と産業勲章の二種といたすことにいたしました。

た。菊花勲章は従来の菊花章を受け継ぐものとし、旭日勲章は従来の旭日章、宝冠章及び瑞宝章の三種に代るものとする考えであります。併しなからすでに授与されてきた旭日章、宝冠章及び瑞宝章につきましても、今になりまして一々詮議することも適切と存じられまじいので、全部有効とする考えであります。

文化勲章は、従来の制度を継承するもので、今までの実績により、当然の処置と考えます。新たに産業勲章を設けましたのは、産業の発達に關し特に優れた功勞者の表彰のために、単一級の特別勲章を設けるほうが、實際上適當と考えたからであります。

位の制度は、これを存置し、今後は勲章と並んで、功勞者表彰の一方方法とし、表彰の方途に潤いを持たせたく考へるのであります。新たに功勞章の制度を設けましたのは、前述のように普通勲章制度を簡素化したのを補ひまして、あらゆる方面について功勞のある国民を広く表彰することを旨としたものであります。従来の褒章の制度は主として国民のいわゆる奇行な行為を表彰することを目的とするもので、従つて今後一層その活用を図るべきものと考へております。

以上申し上げましたように栄典制度を整備しようとするのであります。更にその運用の實際において、本制度の趣旨を十分に發揮し功勞ある国民の表彰に遺漏のないことを期するため總理府に各方面の公正なかたへにお願

いしまして審議會を設け、その公正、且つ、民主的な審議を経て運用するよういたしました考えであります。

以上本案の趣旨の概略を申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(竹下豊次君) 緒方官房長官に対する御質疑がございろうと思ひますが、官房長官は予算委員会の關係で非常にお急ぎになつておられるようでありまして、長官に対する御質問は後日適當な機会にお願することにしまして、本日はこれから引続きまして貴勲部長村田君から詳細の説明をして頂きたいと思つております。さよう御了承願ひます。

○政府委員(村田八千穂君) 私から法案の内容につきましても少しく詳しく説明させていただきます。現在の勲章は旭日、宝冠、瑞宝、それに菊花、この四種のはかに文化勲章、合せて五種ということになつております。このうち文化勲章は、その名の通り文化上の功勞のあつた人に授与する勲章であります。そのほかの勲章は授与する功勞の種類を限定してございませぬ。このような勲章を、以下便宜上、普通勲章と呼ぶことにいたさせて頂きたいと存じます。この普通勲章を現在持つておられるかたは約二百五十万程度と推定されます。私どものほうでは、授与した勲章については個々の調べがあるのをごいしますが、それを受けられたかたが、現在なお生きておられる

かどうかという私のほうに調べがないために、はつきりした数字を申し上げることができないのであります。まあ大体二百五十万程度ではないかと考へております。そのうち九割ぐらゐは軍人としての功勞、この軍人という中には兵を含むということにいたして頂きます。そういう功勞に対して授与されたものであります。その残りは大部分官公吏等の功勞に対して授与したものであります。従いまして純民間人としての功勞に対して授与されたものは、極めて少数に過ぎないのであります。このような従前の勲章の授与方針というものは、今後一大改革を加えられなければならないことは当然と存じますが、この場合に、今後授与する勲章を、従前のものと別種のものといたしまして、授与方針の一新を明らかにし、且つ従前の勲章と直接対比されることがないようにするほうが望ましいと考えられるのであります。但し今申し上げましたのは、主として旭日、瑞宝、宝冠、この三種の章についてでありまして、菊花章と言ひますのは皇族及び特に大きな功勞のあつた人に限つて授与することになつております。現にこれを持つておられるかたも十人余りという少数のかたに限られておりますので、この勲章については今後このままでもいい、そしてこれを残して置くことが必要と考へております。そこで、従前の旭日、宝冠、瑞宝の三種の勲章についてはありますが、これを今後新しくするとしまして、先ず従前

の通り三種類必要かどうかという問題につきましましては、将来の恩賞は簡明直截に行なつたほうがいいのではないかと、そういたしまして、小さい功勞の差をいぢ／＼詮索いたしました区分別を複雑にしないほうが時勢に適合するのじやないか、こういうふうな考えたのであります。こういうふうにこの種類は先づ一種類にするということにいたしました。

次に従来の、さつき申上げました三種の勲章は八等級の区分がありすが、こういうような等級の区分を設けるべきか、設けるなら何等級が適切かという問題であります。元來勲章で表彰すべき功勞というものは、又大小の等差が考えられるのでありまして、それから又同一人が勲章を授与されるような功勞が重ねてあつたということも考えられるのであります。この二つの問題に應ずるために、勲章を功勞の大小に応じて数等級に区分するといふことが先づ考えられるのであります。が、次の功を重ねたという場合に應ずるものとして、功勞あるごとにこれに相當する等級の勲章を授与する、そしてこれを併せて着用させるという制度も一策なんでありまして、併しながらこの方法によりますと、同じような種類の勲章を、一人で多数着用するといふ場合ができるのであります。が、これは体裁上如何かと考えられますので、功を重ねた場合には進級させるという考え方をとり入れまして、これに功勞の大小に應ずる区分といふものと合せまして、両方の勲章の等級を設けるといふことが考えられるのであります。で、外国の例を見ますと、先ほど申しました普通勲章につ

いては、等級の区分を設けてゐる点は通例であります。次にその等級の数でございますが、これも各国の勲章を調べますと、若干の例外はありますが、が、大体五等級でありまして、その体裁のほうも、五等級の最上級に属するものは大幅のリボンで肩から斜めにかけて勲章を吊るし、更にリボンなしの副章をつける。次の第二級に属するものはリボンなしの大形の勲章をつける。第三級に属するものは、男子は咽喉下にリボンで章を吊し、これは婦人は左胸のほうになります。それから第四級、第五級はリボンで左胸に章を吊す、こういう体裁になつておるものが、各国の共通なんでありまして、そこで、今後、旭日、瑞宝、宝冠に代る勲章といふものは、等級制度をやはり五等級といふ外国の普通の例にならうことが適當と思つたのであります。

次に新勲章について、その圖案といふは、意匠といふものをどうするか、名称を如何にするかという問題なのであります。従前の勲章と全く異なるものであつて、我が國の勲章としてふさわしい意匠といふものが事実上あれば結構なんでありまして、これは實際問題として求めがたかつたのであります。現に西ドイツ政府は、昨年九月に新しい勲章制度を設けたのであります。が、その意匠の形を見ますと、従前のドイツの十字章と殆んど同じであります。中央に同國の特有の鷲の形を配してゐる。こういうものであつて、私も一見して、それはドイツの勲章であると考えられるようなものであります。次に元來この新勲章を必要とするという趣旨を考えて見ますと、それは従前の旭日、瑞宝、宝冠とい

う普通勲章と區別することが眼目であるように存じます。そこで新しい勲章は我が國の國旗とも関連がありまして、且つ最初に制定されましたところの在來の旭日章の意匠を残しまして、リボンの色などで区分し、名前も旭日勲章といふことが適當ではないか、こういうふうな考えなのであります。なおこの新勲章の各等級の名称には、一、二、三といふような数字を用いる表現を避けるという方針の下に、法案にありまするような名称を選んだ次第であります。

次に今まで授与しました旭日、瑞宝、宝冠の三勲章の取扱の問題であります。元來國家が、過去において功を認め、勞を多としまして授与した恩賞を、あとになりまして、時世の変化によつて取消すといふことは、禮當ではないといふふうな原則的には考えられません。併しながら勲章と申しますものは、品物とか賞金とかといふものと違ひまして、將來に亘つてそれを着用せしめ、その榮譽を長く顕彰しようといふものでありますから、必ずしも先ほど申上げましたような原則論を適用しがたいのであります。先に授与した功勞が後になつて全然無価値である、こういうふうに思われるときには、その勲章の効力を否認するといふことも理論上考えられる、こういうふうにも思ひます。そこで現実の問題について考えますと、今まで授与した普通勲章について問題となるものは大体次のようなものであります。即ち滿洲事變とか日華事變とかいふ事變の功勞によつて授与された勲章、太平洋戦争における功勞によつては勲章を生きておる人には授与しておりませんので、現在そ

いう勲章を持つておる人はいないわけでありまして、それから次に、今申上げました事變の功勞によつて授与された勲章を基礎として進級した勲章、それから事變地や戦地で勤務したことによつて加算された勤続年数に基いて授与されましたいわゆる定例叙勲の勲章、更に事變や戦争に關与した文武官の定例叙勲の勲章、こういうものが問題となる勲章であると存じます。これらの勲章を授与された功勞といふものは、敗戦によりまして或いは無に歸しておるとも考えられるのであります。が、當時の勞苦はこれらでも多しなかつた。ばならないものでありまして、全部一様に今申上げたような勲章を無効とするのも酷な取扱ひではないかと考えます。そういういたしますと、今申上げましたい／＼の種類のうちで、一定の線を引いて取捨選択するといふことも考えなければならぬのであります。これは實際に極めてむづかしいのであります。その上に、問題の勲章を無効とした、そういう取扱ひをした場合に、その勲章に關係のある功勞を除いた残りの功勞、これを各個人ごとに審査いたしまして、無効とした等級の勲章に該當しないが、その下級の勲章には該當するといふ場合には、これを改めて授与することになれば公平を失ふ、こういうことになるかとも思ひのであります。

以上諸点から考えまして、従前の勲章の効力は引き続き認めるというのが適當な措置ではないか、こう考えたわけでございます。

次に勲位勲等の制度の問題でございます。この勲位勲等というものは、厳密に申しますと、これに相應するものが諸外國には現在ございません。我が國特有の制度と考えられます。これは功勞のある者に対して、位と同じような一つの称号を与えて、そしてその称号が大勲位、勲一等から勲八等に至る九階級に分れております。その九階級に分れておる称号に應じた勲章を着用させる、こういう建前でもできたものであります。この勲位勲等を一つの称号といふふうな考えますと、これは勲章を授与された者に称号も併せて与へまして、厚く表彰しようといふのでありますから、必ずしも排斥する必要はないと考えられるのであります。併しながらこれを存続するといふことを得ないようなことになりまして、従つて従前の勲章を新しくするといふ意義がなくなつてしまふ。又今後勲位勲等に代る類似の制度を設けるとしましても、やはり従前の勲位勲等との間に前の一等は一度新しい一級とか一位に相當するかしらないかというやうな關係を明確にする必要が起ります。新勲章と旧勲章とを別個のものとし、その間の關係を端的に示すことを避けようとする方針に反することになるのであります。なお又あとで申上げることになるのであります。が、位の制度を存続しようといふ考えであるといふと、これと重複することにもなります。なお従來文化勲章受領者には勲位勲等又はこれに代るやうな称号を与えていたかつたのであります。以上のような点を考えまして、勲位勲等はこれを今後授与しないといふことにいたしました。と考へたのであります。今後授与しないといふことは、現にこれを

勲位勲等は将来栄典としての効力を失うことにしたい、こう考えております。

次は特別勲章の問題であります。が、法案では従来の文化勲章を残す、そうしてほかに産業勲章を加える、こういうことになっております。文化勲章は主として従来芸術技術上の功労者に授与してまいりまして、これらの功労はその大小をはかることが非常に困難である、そうして又こういう功労者に対しては、普通勲章の何等級を授与していかうかが、事実問題として極めて判定に苦しむ場合が多い。そういうような事情で、単一級の勲章を別に作りまして授与したほうが、恩賞として有効適切であるという考えの下に作られたものであります。このような文化勲章は勿論今後ともこれを変更する必要がないと考えたのであります。

次に産業勲章を設けるという問題でございますが、これは産業経済方面の特に優れた功労者に授与するものとしたしまして、丁度文化勲章に匹敵するところの単一級の特別勲章、こういうふうにしたつもりであるのであります。元来純理論的に行きますと、普通勲章というものがありますと、普通勲章と特別勲章を制定する必要はないとも言えるのであります。併しなから實際上から申しますと、特別勲章の必要が、およそ二つの点で考えられるのであります。その一つは、普通勲章というのは等級があるために、そのいづれかを懸念しなければならなくなるのであります。が、実際上は何等級とするということよりも、別格のものを授与する、勲章の等級の中に入らない

別格のものを授与するといふほうが適切だといふ場合が実際上あつたといふことであります。その二は、表彰の意義を、被表彰者は勿論、第三者にも徹底させるという点で、普通勲章を授与するよりも、特別勲章、文化勲章とか産業勲章、そういうように銘を打った勲章を授与するほうが効果的であるといふことであります。栄典の根本は、被表彰者自身も満足するように考え、且つ一般世人を納得させるということにあるのであります。このためには、普通勲章一本槍という制度よりも、若干の特別勲章を加えて妙味ある運用を図るほうが適切と考えられるのであります。然らば文化勲章のほかに何故に産業勲章を設けたかと申しますと、これもいろいろ議論の余地があるかも知存しますが、産業経済方面はその業種が頗る多種多様でありまして、この方面の功労者には、普通勲章の等級の分れていられないかを擬するよりも、特別勲章のほうが適切とする事例が比較的多いのではないかと考えられました。ところが、産業勲章を作つた理由の一つであります。それから我が国の現状及び近い将来について産業の振興というのには特に強い要望があるのではないかと、こういうふうにか考へたことが、産業勲章を作り出した理由の第二でございます。

次は位の問題でございますが、御承知の通り、我が国では非常に古い制度でありまして、いろいろの変遷を経てあるようでありまして、現行制度では正一位から従八位に至る十六階級に分れておりまして、国家に功勞がある者、それから官公職にある者、この二つが授与される範囲に入つておりま

す。位の本質につきましてはいろいろの議論もありまして、今後これは被表彰者に一つの称号を与えるものと考へることができると考へます。そういたしますれば、栄典として必ずしも排斥すべきものではないと考へます。そこで問題は、他の栄典と並んでこれを置いておく価値があるかといふことになるのであります。先ほど申し上げました官在職者といふものに授与するといふような点は、これは今後廃止すべきことは勿論でございますが、国家公共に功勞のある者に授与する称号としまして、普通勲章が簡素化されたのを補うといふことにいたしますれば、運用の余地があり、且つ實際問題として栄典制度に潤いを持たせるといふことになるのではないかと考へております。

なお従来亡くなられた、いわば歴史上の人物と申しますか、古い故人に対しては贈位の制度といふのがございまして、この贈位といふようなことは、勲章その他ほかの栄典では代へることが適当でないものでありまして、而もこのようないふ功を追慕するといふ慣行は捨てたいようにも思われるのであります。以上の点を考へまして、位の制度を残すことにいたしました。

次は功勞章の問題であります。これは勲章を授与される程度に達しない功勞に対して広く授与することを目標として制定いたしましたものであります。実質上は功勞章は勲章の下級に属するといふことがございと思ひます。而もこれを形式上勲章と別種の章としたことは、これは實際問題として、先ほど申し上げましたように、勲章には五等級ある、その下の六等級、七等級

であるということにいたしまするよりも、別種の章として一応形式上勲章と異なるものとしたほうが實際に適切ではないかと考へられたからであります。なお、この功勞章は、普通の功勞に対して授与するものではなく、特に勇敢な行動をなし、自己の危険を顧みず功勞を立てたといふような者に特別の功勞章を予定しております。これは主として火災、風水害、工場、鉱山等における災害、それから治安の維持などに際しまして、自己の危険を顧みず勇敢な行動をして功勞を立てた者に授与するといふようなものと考へておるのであります。普通の功勞章のほうには功勞金章と功勞銀章の二等級に区分し、結局功を二度重ねたかたまでは贈うことができませんが、それ以上については一応功勞章としては考へられております。これは細いことになりまして、三度以上あつた場合は盃とか別途の方法で表彰しようと思へておるのであります。ところが先ほど申し上げましたような特別功勞章を授与するといふような行動は、同一人が何度もそういう功勞を立てるといふことが考へられます。そこで普通の功勞章と別のものとして飾版制度といふものを加へまして、功を二度以上立てた者にはその都度飾版を付けて行く、そして果功をどこまでも表彰ができる、こういう章にしたほうがよいと考へたのであります。そこで今のような理由で特別功勞章を作ることいたしました。

次に褒章の制度でございますが、これは明治十四年に関係法令を公布して、翌十五年から施行したといふものであります。最初は三種類でござい

ました。その種類は、品物のほうから申しますと、リボンの色に紅、緑、藍の区分がございまして分れております。そうしてそれは授与の対象から行きますと、紅綬褒章といふのは、即ち赤い色のリボンの付いておる褒章は人命救助をした人に、緑綬と申しますのは篤行者と実業に精勵した者に、藍綬といふのは公共事業に尽瘁した者に授与すると、こういうふうになつております。この制度はその後部分的な改正がありまして、一番大きいのは、その後大正七年に、公益のため私財を寄附した者に新たに、紺綬褒章といふものを授与するといふことにして一種類追加されたこととございまして、従いまして、現在は四種類になつております。これはその創設のときから民間のかたの表彰といふことを主としたものであります。現在でも人命救助で役人が頂くことがあるのと、發明発見で役人に授与して来ないといふ以外には役人には授与して来ないものであります。今申し上げましたようなものであります。今申し上げましたことを大体そのまま残して将来も運用する、将来もつとむしろ活用すべきものと考へております。ただ実業に精勵といふようなことにつきましては、職務に精勵と直しましたし、又、章の体裁が非常にお粗末でございまして、記章と殆んど同じようなものでありますのを、もう少しよくしたいと、こういうふうな点で改正を加えたのでございまして、

制度の内容としましては、重要な事項は大体今申し上げましたようなことかと存じます。なおそのほか、これを運用する機構として栄典審議会といふものを総理府に設けまして、勲章の授

手については一々ここにかけまして、その上で閣議にかけると、こういうふうな仕組にしたいと思っております。その他の栄典につきましても、授与の方針、内規というふうなものができますれば、一々この栄典審議会の意見を聞きたいと思っております。この栄典審議会、形式上は従前これと殆んど似たものとして賞勲会というものがございました。その当時の賞勲会は官吏というものから選ぶことになつております。併し今度の栄典審議会は、この点は全然逆に、官吏は原則として入らないもの、入れないものというふうな考えでございまして、主として民間のかたに入つて頂く、そうして民主的な運用を図りたい、こういうふうに考えております。

以上大体の主な点を申し上げたと存する次第であります。

○委員長(竹下豐次君) 引続いて質問を願う予定になつておりましたが、実はこの問題に引続いて保安庁法の一部を改正する法律案の御審議を願いたいと思ひます。先ず谷川昇氏、衆議院議員の本案の発案者の一人でありまして、その御説明を願う予定にしておるのであります。ところが谷川さんがほかの委員会の関係等非常にお急ぎの用があるようであります。栄典法案の審議途中になるけれども便宜その説明を先にさせてもらえないだろうかというお申出があつております。非常に短い時間で御説明するように承つておりますので、中に挿むことに議事の順序を変えることにしたら如何かと思ひますが、お差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認めます。

○委員長(竹下豐次君) それでは保安庁法の一部を改正する法律案を議題にいたします。発案者の衆議院議員谷川昇君に提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(谷川昇君) 誠に勝手なお願ひを申し上げまして大変恐縮でございます。本改正法律案の発案者の一人でございます。どういふ経過と理由でこの改正案を提案するに至りましたか、その経過を一応説明して頂きたいと思つております。

私も議会の当初に當りまして内閣から日米船舶貸借協定の締結の承認を求めて参つたのであります。この案件は直ちに衆議院の外交委員会に付議されたのであります。爾来今日まで審議を続けておるのであります。なかなか議論沸騰いたしました。まだ最後の決定に至つていないというふうな状態にあるのであります。只今も総理大臣の出席を求めまして最後の応答を交わしておる最中であるような次第でございます。その途中におきまして、実はその内閣提案の船舶貸借協定の審議に當りまして、事実上保安庁法に議論が移りまして、この保安庁法によりまして、保安庁法は、我が船舶安全法、或いは船舶職員法更に電波法の適用の一部又は全部を排除してある規定があるのであります。これは海上人命安全条約、若しくは国際電気通信条約を排除してあるものであるから、従つて憲法の違反ではないかというふうな議論も起きて参つたやうなことであります。又これらの国際条約の適用が若しあるといたしましても、海上人

命安全条約は、軍艦、軍隊輸送船等に對しての適用の除外を認めておるだけであるから、今回米國から借りようとしておるところの船舶はこれは軍艦であると言われない限り、その構造等の点について右の条約に違反するやうなことになるのではないかと、いふやうな議論が、委員会、更に引續いて予算委員会において出て参りまして、非常に議論が沸騰して参つたのであります。そこで保安庁法につきましても、委員会で保安庁法におきまして議論をいたしたのであります。政府の説明を求めましたところ、政府におきましては、排除しつ放しで決つて法的措置に何ら支障はないのだという説明であつたのであります。併し委員会におきまして、その排除しつ放しにしてこれに何らの法的根拠を与えておかないといふと、これはどうも事柄を不明瞭にする嫌ひがある。同じことなら法律を改正してそのよつて來たる法源といふものを明らかにしておこうじゃないか、こういふ議論が強くなりまして、それならば保安庁法の一部を改正することにしようといふ話が進んで参りまして、さてその場合、これはその改正法案といふものは政府の提案にするか、或いは議員の提案にするかといふことである。いろいろ話をいたしたのであります。政府のほうといたしましては、すでに二回もこの保安庁法といふものは議會を通過しておる法律ではあるし、今自分のほうから進んで提案するといふことは遠慮してもいい、できることなら議員提出にしてほしいと、こつこつ話がありまして、なお各派の間に話がありまして、相談をいたしたのであります。その結果、自由党所属の委員で一応提案をしてくれ、こつこつこつと話をまとめたのであります。次いでいろいろ調べてみますと、この一部改正の議員提出の法律案は内閣委員会において所管されるということになりましたので、それではどういふので又内閣委員のほうにも連絡をいたしまして、外務内閣兩委員會中、自由党に所屬しておる我々で提案をするということにいたしました。非常に急を要しましたので、関係全員を以て提案をいたす話合ひであつたのであります。我々十二名のものが提案をいたしたやうな次第であります。これが今日までの保安庁法の一部を改正するに至りました経過であるのでございまして、先だつて衆議院に提案をし、議會においては上程されておりましたが、今内閣委員に付議されまして明日採決をするという段取りに入つて來ておるやうなわけでありまして、それと同時に、多分明日になることと思つております。が、船舶貸借協定締結の承認の件につきましても、外務委員会において今日か明日のうちに採決をいたすことになろう、かように思つておるやうなわけでありまして、簡単にあります。以上今日まで我々の関係いたしました本改正法案につきましても経過を御説明申し上げまして、なお提案の理由につきましては政府のほうから一応読み上げ頂きますからお聞きを願ひたいと思ひます。

○説明員(藤生茂君) 只今議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。衆議院外務委員会における日本國とアメリカ合衆國との間の船舶貸借協定の締結について承認を求める件の審議の過程において、保安庁法第八十七条により船舶安全法の規定を警備隊の使用する船舶について、同法第八十八条により船舶職員法の規定を警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員について、又同法第八十九条により電波法の一部を警備隊の使用する移動無線局について、適用しないこととしておるの、これらの適用除外の規定と海上における人命の安全のための国際条約及び国際電気通信条約の履行との関係について活潑な論議が行われて來た。これらの適用除外規定の趣旨は、警備隊所屬船舶は國家機關に所屬し特別の公共の任務を遂行する船舶であるから、一般法たる船舶安全法及び電波法等をそのまま適用することは不當であり、人命の安全その他必要な事項については行政的措置により遵守せしめるといふ趣旨であります。殊に海上人命安全条約において軍艦以外の船舶については原則としてこの条約を十分且つ完全に実施すべきものであり、これがため船舶安全法もできてゐるのであるが、警備隊所屬船舶は軍艦として適用除外をするといふ趣旨ではなく、必要な事項は命令、規則、訓令等により遵守せしめ、条約遵守上遺憾なきを期する趣旨でありました。電波法についても国際電気通信条約及び同附屬無線通信規則があり、これらは警備隊の電気通信業務についても遵守すべきものであります。このためには必ずしも電波法をそのまま適用する必要はないので、警備隊の使用する移動無線局の特殊性に鑑み、一部の規定を適用しないこととしておりますが、これも行政的措置により必要な事項を遵守せしめようといふ趣旨で

員で一応提案をしてくれ、こつこつこつと話をまとめたのであります。次いでいろいろ調べてみますと、この一部改正の議員提出の法律案は内閣委員会において所管されるということになりましたので、それではどういふので又内閣委員のほうにも連絡をいたしまして、外務内閣兩委員會中、自由党に所屬しておる我々で提案をするということにいたしました。非常に急を要しましたので、関係全員を以て提案をいたす話合ひであつたのであります。我々十二名のものが提案をいたしたやうな次第であります。これが今日までの保安庁法の一部を改正するに至りました経過であるのでございまして、先だつて衆議院に提案をし、議會においては上程されておりましたが、今内閣委員に付議されまして明日採決をするという段取りに入つて來ておるやうなわけでありまして、それと同時に、多分明日になることと思つております。が、船舶貸借協定締結の承認の件につきましても、外務委員会において今日か明日のうちに採決をいたすことになろう、かように思つておるやうなわけでありまして、簡単にあります。以上今日まで我々の関係いたしました本改正法案につきましても経過を御説明申し上げまして、なお提案の理由につきましては政府のほうから一応読み上げ頂きますからお聞きを願ひたいと思ひます。

○説明員(藤生茂君) 只今議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。衆議院外務委員会における日本國とアメリカ合衆國との間の船舶貸借協定の締結について承認を求める件の審議の過程において、保安庁法第八十七条により船舶安全法の規定を警備隊の使用する船舶について、同法第八十八条により船舶職員法の規定を警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員について、又同法第八十九条により電波法の一部を警備隊の使用する移動無線局について、適用しないこととしておるの、これらの適用除外の規定と海上における人命の安全のための国際条約及び国際電気通信条約の履行との関係について活潑な論議が行われて來た。これらの適用除外規定の趣旨は、警備隊所屬船舶は國家機關に所屬し特別の公共の任務を遂行する船舶であるから、一般法たる船舶安全法及び電波法等をそのまま適用することは不當であり、人命の安全その他必要な事項については行政的措置により遵守せしめるといふ趣旨であります。殊に海上人命安全条約において軍艦以外の船舶については原則としてこの条約を十分且つ完全に実施すべきものであり、これがため船舶安全法もできてゐるのであるが、警備隊所屬船舶は軍艦として適用除外をするといふ趣旨ではなく、必要な事項は命令、規則、訓令等により遵守せしめ、条約遵守上遺憾なきを期する趣旨でありました。電波法についても国際電気通信条約及び同附屬無線通信規則があり、これらは警備隊の電気通信業務についても遵守すべきものであります。このためには必ずしも電波法をそのまま適用する必要はないので、警備隊の使用する移動無線局の特殊性に鑑み、一部の規定を適用しないこととしておりますが、これも行政的措置により必要な事項を遵守せしめようといふ趣旨で

あります。然るところ船舶貸借協定の承認の審議の経過から見て、この際警備隊の使用する船舶等についてこれらの趣旨を明確にすることが適当であると考えられるに至つたので、ここに保安庁法の関係規定を改正し、明文をもつてこの趣旨を明らかにすることとし、このための法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上速かに可決されんことをお願いいたします。

○委員長(竹下豐次君) 谷川君がもう暫くは時間があるようでありますから、御質問がありましたらこの際お願いいたします。

○松原一彦君 提案者にお聞きします。これは政府は必要がないと飽くまで突っぱねておられたのですが、政府も必要を認められたと信じていいのですか。

○衆議院議員(谷川昇君) まあ大体了承をした形であります。

○松原一彦君 そこは非常に割り切れないものがある。私も最初からこれは反対なのですから最初から反対して来ておるけれども、すでにもう国の法律となつたのですから、できておる法律そのものを政府はこれではよろしいと今日まで言い通して来ておられる。今説明員をして言われたけれども、まあ政府の側においても、どうも政府から出すのは体裁が悪いからして、議員提出でやつてくれというやうな依頼を受けておやりになつたやうにとれたのですが、どうでしょうかね。

○衆議院議員(谷川昇君) 依頼を受けたわけでは決してありませんけれども、この問題について非常に紛糾をいたしまして、何か打開の方途を講ずる必要が政治上生じたわけでありまして。そこでいろいろこれに対して反対の立場或いは非常に糾弾的な立場をとつておる向きともいろいろ相談をいたしまして、政府に非常な異論のない限り、ここに提案いたしておりますやうな内容において法律の修正をすることによつて大體了解をいたさうと、こつたやうなことになるやうにして、実はこの修正案を提案することに相成つたやうなわけでありまして。

○松原一彦君 それでは、こんなふうな解釈してよろしいのでしょうか、政府も従来強硬にこれではよろしいと言つておつたけれども、その非を自覚せられて、改めてここに政府も同意を以つて提案せられたものだと、こつた解釈していいわけですね。

○衆議院議員(谷川昇君) 結果においてはそうでありまして、やはり内容について御審議を願いますればわかることとでありますけれども、行政措置につきましてどういふ種類の行政措置をとるやうにということは今度はこの法律でははつきりいたしておりました。いろいろな措置によつてやれるだらうと思ふのでありますが、そういう点ぐらゐないことが非常に今までの政府の自由な活動を多少この修正によつて制約することに相成るのであると解釈をいたしております。

○委員長(竹下豐次君) ほかに御質問ございせんか。保安庁の次長もお見えになりました。御質問がありましたらこの際お願いいたします。

○松原一彦君 保留いたします。

○委員長(竹下豐次君) ございせんければ、ちよつと御相談いたしますが、実は文部委員会の方で速記を非常

に急にでられるやうでございまして、速記をお願いすることに御異議ございせんか。

○委員長(竹下豐次君) それでは速記をとめて下さい。

午後二時三十八分速記中止

午後三時四十七分速記開始

○委員長(竹下豐次君) 速記を始めて下さい。それでは本日の委員会はこれで散会いたします。

午後三時四十八分散会

十二月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、高松宮御用地の元所有者へ返還に関する請願(第九〇八号)

一、元軍人恩給復活に関する請願(第九三三三号)(第九四五五号)(第九五五五号)

一、元軍人恩給復活に関する陳情(第二四一四号)

第九〇八号 昭和二十七年十二月二日受理

高松宮御用地の元所有者へ返還に関する請願

請願者 福島県耶麻郡翁島村大字翁沢字長浜八七二渡部源司外五十三名

地主に返還するとの約束で強制的に買収されたものである。その後有栖川宮家を世襲された高松宮殿下御成年に際し、一部田畑山林原野が元地主に返還され、さらに昭和二十三年の農地法施行の際一部農地が元地主に買戻され、山林原野は依然として固有地となつてゐるが、同地は当然元地主に返還されるべきものであるから、伝えられる高松宮家御別邸隣止に際しては、これ等山林原野を元地主に返還されるよう取り計らわれたいとの請願。

第九三三三号 昭和二十七年十二月三日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町一七九護国神社社務所内恩給復活鹿兒島県同志会内伊木壯五郎外六万八千七百七十五名

紹介議員 西郷吉之助君 島津忠彦君

元軍人恩給等の恩給に対する恩給法特例審議会の答申案中不合理な点が少なくないから、国会独自の立場においてこれが修正をなし、(一)加算年制は絶対的に認めること、(二)若年停止は四十才とし各年令に應ずる支給額は国家財政の許す範囲内において定めること、(三)遺族扶助料は遺族会の要求に協調するも下級者は少くも文官恩給の比率以上とする、(四)傷病恩給において恩給法通り文官同様七項以下を復活すること、(五)文武官の年限の通算は未裁定者にも認めること等の実現を図られたいとの請願。

第九四五五号 昭和二十七年十二月三日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 埼玉縣熊谷市三、三六五根本龜之助外四百六十五名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第九四五五号 昭和二十七年十二月五日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元刈谷中新畑一〇愛知県恩給復活期成連盟刈谷支部内 柳山勇蔵外千四百三十名

紹介議員 竹中 七郎君

この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第二四一四号 昭和二十七年十二月二日受理

元軍人恩給復活に関する陳情(九通)

陳情者 岐阜県武儀郡神淵村濱族会内 杉山徳一外四百五十八名

昭和二十一年勅令第六十九号により停止された元陸海軍公務員の恩給(扶助料を含む)を復活支給されたいとの陳情。

十二月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、保安庁法の一部を改正する法律案(案)

保安庁法の一部を改正する法律案

保安庁法(昭和二十七年法律第二

百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条中「船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定は」の下に「第二十七条の規定並びに第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除き」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

(警備隊の使用する船舶について)

第八十八条の二 長官は、警備隊の使用する船舶について地航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

第八十九条に次の一項を加える。

4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局の開設及び検査並びに当該移動無線局で無線通信に従事する者に関し必要な基準を定めなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十二月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月二日)

十二月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、栄典法案

栄典法案

栄典法

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第七條第七号に規定する栄典について、その基本的事項を定めることを目的とする。

(職章)

第二条 国家又は公共に対し著しい功労のある者を表彰するため、これに職章を授与する。

2 職章は、菊花職章、旭日職章、文化勲章及び産業勲章の四種とする。

(菊花職章)

第三条 菊花職章は、特に著しい功労のある者に授与する。

2 菊花職章は、皇族及び外国の君主、大統領等には、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、特に授与することができる。

3 菊花職章は、正章及び副章から成り、特別の場合に限り、これに頸飾章を加える。頸飾章は、正章及び副章とともに、又はすでに正章及び副章を授与された者に授与する。

4 菊花職章の製式は、章は、旭日及び菊花の花と葉を、しめがねは、菊花の花をかたどり、頸飾は、菊花の花と葉及びかたどりの模様をあらわした連環とし、リボンの彩色は、紅色の地に紫色の線二本を入れるものとする。

5 菊花職章を着用するには、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に着け、頸飾章を頸飾のど下にたれるものとする。

(旭日職章)

第四条 旭日職章は、旭日大綬章、旭日重光勲章、旭日中綬章、旭日小綬章及び旭日銀光勲章の五等級に分け、著しい功労のある者に、その功労の程度に応じ相当等級のものを授与する。

2 旭日職章は、外国人には、第二条第一項及び前項の規定にかかわらず、特に授与することができる。

3 旭日大綬章は、正章及び副章から成る。

4 旭日職章の製式は、章は、旭日をかたどり、しめがねは、五七のきり(旭日銀光勲章にあつては、五三のきりとする)とし、リボンの彩色は、紅色の地に白色の線二本を入れるものとする。

5 旭日職章を着用するには、旭日大綬章は、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に着け、旭日中綬章は、右胸に着け、旭日小綬章は、左胸に着け、旭日銀光勲章は、左胸とする(婦人にあつては、左胸とする)に、旭日小綬章及び旭日銀光勲章は、リボンで左胸に着けるものとする。

(文化勲章)
第五条 文化勲章は、文化の発達に關し特にすぐれた功労のある者に授与する。

2 文化勲章の製式は、章は、ちちばなの花を、しめがねは、ちちばなの葉と実をかたどり、リボンの彩色は、淡紫色とする。

3 文化勲章を着用するには、リボンで胸部中央にたれるものとする。

(産業勲章)

第六条 産業勲章は、産業の発達に關し特にすぐれた功労のある者に授与する。

2 産業勲章の製式は、章及びしめがねは、きりの花と葉をかたどり、リボンの彩色は、淡緑色とする。

3 産業勲章を着用するには、リボンで胸部中央にたれるものとする。

(位)

第七条 国家又は公共に対し著しい功労のある者を表彰するため、これに位を授与する。

2 位は、正一位、従一位、正二位、従二位、正三位、従三位、正四位、従四位、正五位、従五位、正六位、従六位、正七位、従七位、正八位及び従八位の十六等級に分け、功労の程度に応じ相当等級のものを授与する。

(功勞章)

第八条 国家又は公共に対し功勞のある者を表彰するため、これに功勞章を授与する。

2 功勞章は、功勞金章及び功勞銀章の二等級に分け、功勞の程度に応じ相当等級のものを授与する。

3 自己の危難を顧みず勇敢な行動をなし、功勞のある者に対しては、前項の規定にかかわらず、特別の功勞章を授与する。

5 すでに第三項の功勞章を授与された者に、重ねて同項の功勞章を授与すべき功勞があるときは、そのつど、その者に銀飾版一個を授与する。銀飾版が五個以上に達したときは、五個ごとに金飾版一個を引き換えて授与する。

(褒章)
第九条 左に掲げる者を表彰するため、これに褒章を授与する。

一 自己の危難を顧みず人命を救助した者

二 德行が著しく、又は職務に精勵し、公衆の模範とすべき者

三 學術若しくは産業上の發明、改良若しくは著述をなし、又は教育、衛生、社会福祉、産業等に力を尽し、公益を著しく増進した者

四 私財又は労力の提供により公益のため著しい貢獻をした者

2 褒章の製式は、章は、四柱及び寄せ花をかたどり、リボンの彩色は、前項第一号に規定する者に授与するものは紅色、同項第二号に規定する者は藍色、同項第三号に規定する者は藍色、同項第四号に規定する者に授与するものは紺色とする。

3 褒章を着用するには、リボンで左胸に着けるものとする。

4 すでに褒章を授与された者に、重ねて同種の褒章を授与すべき事績があるときは、そのつど、その者に銀飾版一個を授与する。銀飾版

が五個以上に達したときは、五個ごとに金飾版一個を引き換えて授与する。

(賞杯、一時金及び賞状)

第十條 第二條又は前二條の規定による表彰にあわせて、賞杯又は一時金を授与することができる。

2 すでに菊花勲章、旭日大綬勲章、文化勲章若しくは産業勲章を授与された者に、重ねて同種の勲章を授与すべき功労があるとき、又は功勞金章を授与された者に、重ねて功勞金章若しくは功勞銀章を授与すべき功勞があるときは、その者に賞杯を授与する。この場合には、あわせて一時金を授与することができる。

3 前二條の規定により表彰されるべき功勞又は事績に準ずる功勞又は事績のある者を表彰するため、これに賞杯又は賞状を授与する。

4 前項の規定による表彰は、内閣総理大臣に委任することができる。

(団体の表彰)

第十一條 第二條、第八條、第九條又は前条第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体を表彰するため、これに賞状を授与する。

2 前条第四項の規定は、同条第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体の表彰に準用する。

(死亡者の表彰)

第十二條 第二條、第七條から第九條まで又は第十條第三項の規定により表彰されるべき者に対して

は、その者が表彰前に死亡した場合においても、当該栄典を授与することができる。

(記章)

第十三條 国家的祝典又は事業の記念の標章として記章を設ける。

2 記章を制定するには、そのつど法律による。

3 記章の名称、製式、着用式及び授与される者の範囲については、前項の法律で定める。

(勲章等の着用)

第十四條 勲章、功勞章、褒章及び記章は、これを授与された本人に限り着用することができる。

2 勲章、功勞章、褒章又は記章と類似の体裁を有する標章は、通常勲章、功勞章、褒章又は記章が着用されるような事情の下において着用してはならない。但し、外国の勲章等(外国の標章で、この法律による勲章、功勞章、褒章又は記章に相当するものをいう。以下同じ)及び政令で指定する標章は、この限りでない。

3 勲章、功勞章、褒章又は記章を授与された者は、総理府令で定めるところにより、略小勲章、略章又はリボンを着用することができる。

(勲章等の保存及び返納)
第十五條 勲章、功勞章、褒章又は記章を授与された者が、死亡したときは、その遺族は、これを保存することができる。

2 旭日勲章を授与された者がさらに上級の旭日勲章を授与されたときは、下級の旭日勲章を内閣総理大臣に返納しなければならない。

功勞章についても、同様とする。

(栄典の返還)

第十六條 勲章、位、功勞章、褒章、記章又は第十條の規定による賞状を授与された者は、理由を附してその栄典を返還することができる。第十一條の規定により賞状を授与された団体についても、同様とする。

(勲章の授与の失効)

第十七條 勲章を授与された者が、死刑、懲役又は無期若しくは二年以上の禁錮に処せられたときは、その勲章の授与は、効力を失う。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、その勲章の授与は、効力を失う。

3 勲章を授与された者が、左の各号の一に該当するときは、情状により、その勲章の授与の効力を失わせることができる。

一 懲役又は二年以上の禁錮に処せられ、刑の執行猶予の言渡を受けたとき。

二 二年未満の禁錮に処せられたとき。

三 弾劾に関する法律により罷免されたとき。

四 懲戒処分として、免職の処分を受けたとき。

五 その他その榮譽を保持するに適しない非行があつたとき。

(勲章の着用資格の停止)

第十八條 勲章を授与された者が、法令により拘禁されたときは、その間勲章を着用することができない。懲役若しくは禁錮の執行猶予又は仮出獄の期間についても、同様とする。

(位、功勞章等の授与の失効及び功勞章等の着用資格の停止)
第十九條 第十七條の規定は、位に、前二條の規定は、功勞章、褒章及び記章に準用する。

(外国の勲章等の着用)
第二十條 外国の勲章等は、内閣総理大臣の認可を受けた者でなければ、日本国内で着用することができない。但し、外国人は、この限りでない。

2 第十七條第一項から第三項まで及び第十八條の規定は、外国の勲章等の着用の認可を受けた者に準用する。この場合において、第十七條第一項から第三項までの規定中「勲章の授与」とあるのは、「外国の勲章等の着用の認可」と読み替へるものとする。

3 前項の規定により第十七條第三項の規定を準用する場合において、外国の勲章等の着用の認可の効力を失わせる処分は、内閣総理大臣が行う。

(表彰の申出)
第二十一條 市町村長(特別区の長を含む。以下同じ)又は都道府県知事は、勲章、位、功勞章、褒章又は記章の授与その他この法律の規定による表彰に値する者があると認めるときは、その功勞又は事績を附して内閣総理大臣にこれを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の申出をする場合には、都道府県知事を経由しなければならない。

3 都道府県知事は、外国人について、第一項の申出をし、又は前項の規定により市町村長の申出を進達する場合には、外務大臣を経由しなければならない。

績を附して内閣総理大臣にこれを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の申出をする場合には、都道府県知事を経由しなければならない。

3 都道府県知事は、外国人について、第一項の申出をし、又は前項の規定により市町村長の申出を進達する場合には、外務大臣を経由しなければならない。

(栄典審議会)

第二十二條 内閣総理大臣は、勲章の授与(死亡者又は外国人に対するものを除く。)に関する案件を閣議にかけるには、授与すべき勲章の種類及び等級につき、栄典審議会の議決を経なければならない。第十七條第三項の規定による勲章の授与の失効に関する案件についても、同様とする。

第二十三條 前条の規定による議決を行い、その他内閣総理大臣の諮問に応じて栄典に関する重要事項について調査審議させるため、総理府の附屬機関として、栄典審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十一人で組織する。

3 委員は、公正で識見のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議会は、委員六人以上の同意がなければ、議決をすることができない。

7 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令で定める。

(実施規定)

第二十四条 この法律に特別の定があるものを除く外、勲章、功勞章及び褒章の型式の細目その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に授与されている従前の菊花章、文化勲章、位及び褒章は、それぞれこの法律により授与されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に授与されている従前の旭日章、宝冠章、瑞宝章及び記章は、この法律の施行後も、なお効力を有するものとす。これらに關しては、第十四条、第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び第二十二條の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に授与されている勲位勲等は、効力を失う。

5 この法律施行前に旧外国勲章佩用願規則（明治十八年太政官布告第三十五号）により外国の勲章等の佩用の免許を受けた者については、その外国の勲章等の濫用について、第二十条の規定による内閣総理大臣の認可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に褒章を授与されている者は、この法律の

施行後も、従前の褒章を濫用することができない。

7 前項に規定する者に対して第九条第四項の規定により飾版を授与すべきときは、本人の申出により、従前の褒章をこの法律の規定による褒章と引き換えるものとす。

8 この法律の施行後最初に任命される栄典審議会の委員のうち、内閣総理大臣が指名する五人の委員の任期は、第二十三条第四項の規定にかかわらず、一年とする。

9 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「はく、奪」を「その失効」に改める。

第六条第一項中第十七号から第十九号までを次のように改める。

十七 勲章に關すること。

十八 功勞章、はう章、記章その他の賞件に關すること。

十九 外国の勲章等の濫用に關すること。

第十五条第一項の表中恩給審査会の項の前に次の一項を加える。

栄典審議会議
栄典審議（昭和二年法律第...）の規定に基づき栄典に關する事項を調査審議すること。

10 商標法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「勲章」の下に「功勞章」を加える。